

電気事業会計規則取扱要領の一部を改正する通達 新旧対照表

○電気事業会計規則取扱要領（平成二十二年三月三十一日二十二資電部第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第七 電気事業固定資産の建設のために充当した資金（<u>使途を特定して借り入れたものを除く。</u>）の利子を当該資産の建設価額に算入する場合、その金額は、次の算式によって算定するものとする。</p> $\text{（建設費－諸前受金－未払金）} \times \frac{\text{借入資金} \times \text{借入資金利率}}{\text{自己資金} + \text{借入資金}}$ <p>建設費は、建設仮勘定の電気事業固定資産建設工事口に計上された金額（規則第八条の規定による建設中利子に相当する金額、規則第四十条の規定による建設分担関連費の金額、土地の金額、無形固定資産の金額及び建設の目的たる資産の使用を開始した後に行う残工事費の金額を除く。）の月積数（使用開始した日の属する月の前月までとする。以下同じ。）による。</p> <p>諸前受金は、建設工事に係る工事費負担金として前受けしたものの月積数による。</p> <p>借入資金利率は、月加重平均利率による。</p> <p>自己資金及び借入資金は、建設の期間における自己資金及び借入資金の額によるものとする。ただし、それによりがたい場合は、適正な平均的期間における自己資金及び借入資金の額によることができる。</p>	<p>第七 電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を当該資産の建設価額に算入する場合、その金額は、次の算式によって算定するものとする。</p> $\text{（建設費－諸前受金－未払金）} \times \frac{\text{借入資金} \times \text{借入資金利率}}{\text{自己資金} + \text{借入資金}}$ <p>建設費は、建設仮勘定の電気事業固定資産建設工事口に計上された金額（規則第八条の規定による建設中利子に相当する金額、規則第四十条の規定による建設分担関連費の金額、土地の金額、無形固定資産の金額及び建設の目的たる資産の使用を開始した後に行う残工事費の金額を除く。）の月積数（使用開始した日の属する月の前月までとする。以下同じ。）による。</p> <p>諸前受金は、建設工事に係る工事費負担金として前受けしたものの月積数による。</p> <p>借入資金利率は、月加重平均利率による。</p> <p>自己資金及び借入資金は、建設の期間における自己資金及び借入資金の額によるものとする。ただし、それによりがたい場合は、適正な平均的期間における自己資金及び借入資金の額によることができる。</p>

第八 規則第八条の場合において、電気事業固定資産の建設のために充当した資金（使途を特定して借り入れたものを除く。）の利子を建設価額に算入する場合は、対象となる建設費及び工事期間についてあらかじめ定めておくものとする。

第八 規則第八条の場合において、電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子を建設価額に算入する場合は、対象となる建設費及び工事期間についてあらかじめ定めておくものとする。ただし、建設費については五十億円、工事期間については十二月を超えないものとする。